

訓令甲第22号

警視庁情報セキュリティに関する規程を次のように定める。

平成26年5月27日

警視総監 高 綱 直 良

警視庁情報セキュリティに関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 警察情報システムの運用（第6条—第11条）
- 第3章 職員の責務（第12条・第13条）
- 第4章 特異事案発生時の措置（第14条・第15条）
- 第5章 教養（第16条）
- 第6章 監査（第17条）
- 第7章 補則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、警察情報システム及び警察情報システムにおいて取り扱われる情報（以下「情報」という。）に関して、基本的な事項を定め、もって情報セキュリティを維持することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 情報セキュリティ 情報について、機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (2) 機密性 情報を利用できる権限を有する者だけが利用できることをいう。
- (3) 完全性 情報の処理及び伝送が正確であることをいう。
- (4) 可用性 情報を利用できる権限を有する者が必要なときに利用できることをいう。
- (5) 警察情報システム 警察庁情報管理システム、警視庁情報管理システム及び警視庁情報処理システムの総称をいう。
- (6) 警察庁情報管理システム 警察庁が設置するサーバ等、ネットワーク端末、これらを接

続する電気通信回線及びこれらに付帯する周辺機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

- (7) サーバ等 情報を体系的に記録し、検索し、保存し、又は編集する機能を有するサーバ及びメインフレーム(基幹業務を処理するために用いられる汎用の大型電子計算機をいう。)をいう。
- (8) ネットワーク端末 電子計算機のうち、他の電子計算機と接続され、外部回線に接続されていないものをいう。
- (9) 警視庁情報管理システム 警視庁が設置するサーバ等、ネットワーク端末、これらを接続する電気通信回線及びこれらに付帯する周辺機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたもので、警察庁情報管理システムに接続されているものをいう。
- (10) 警視庁情報処理システム 警視庁に設置されているサーバ等、ネットワーク端末、インターネット端末、これらを接続する電気通信回線、スタンドアロンパソコン及びこれらに付帯する周辺機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたもののうち、警察庁情報管理システム及び警視庁情報管理システムのいずれにも接続されていないものをいう。
- (11) インターネット端末 電子計算機のうち、外部回線に接続されているものをいう。
- (12) スタンドアロンパソコン 電子計算機のうち、他の電子計算機と接続されていないものをいう。
- (13) 機器 電子計算機、通信機器、電気通信回線、周辺機器、外部記録媒体、携帯電話機等をいう。
- (14) 外部記録媒体 フロッピーディスク、フラッシュメモリ、DVD 規格媒体等電子計算機に接続し情報を入出力する記録媒体をいう。
- (15) 整備 警視庁情報管理システム又は警視庁情報処理システムを構築し、変更し、又は廃止することをいう。

(情報セキュリティ委員会の設置)

第3条 警察情報システムに係る情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、警視庁本部(以下「本部」という。)に情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 企画課長
  - (2) 情報管理課長
  - (3) 人事第一課長
  - (4) 交通総務課長

- (5) 警備第一課長
- (6) 地域総務課長
- (7) 公安総務課長
- (8) 刑事総務課長
- (9) 生活安全総務課長
- (10) 組織犯罪対策総務課長
- (11) 第一方面本部長
- (12) サイバーセキュリティ対策本部副本部長
- (13) 東京都警察情報通信部の課長のうち、東京都警察情報通信部長が指定する者
- (14) その他委員長が指名する者

- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長は、必要により委員会を招集する。
- 7 委員会に関する事務は、情報管理課において処理するものとする。

(管理体制)

第4条 本部に情報セキュリティ管理者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 情報セキュリティ管理者は、委員会の方針に基づき、警視庁における情報セキュリティに関する事務を総括するとともに、最高情報セキュリティ管理者（警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年3月31日警察庁訓令第3号）第3条第1項に規定するものをいう。）との連絡及び調整に関する事務を行うものとする。
- 3 本部に情報セキュリティ管理補佐官を置き、情報管理課長をもって充てる。
- 4 情報セキュリティ管理補佐官は、情報セキュリティ管理者を補佐するとともに、情報セキュリティに係る事務の調整、機器の維持管理等に関する必要な措置及び所属長その他の職員に対する指導助言を行うものとする。
- 5 警視庁情報管理システム又は警視庁情報処理システムの整備を担当する所属にシステムセキュリティ責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- 6 システムセキュリティ責任者は、整備を担当する警視庁情報管理システム又は警視庁情報処理システムに係る情報セキュリティの維持に必要な事務を処理するものとする。
- 7 所属長は、所属における警察情報システムの運用の責めに任じ、情報セキュリティを維持するため情報管理責任者、情報管理者及び情報管理補助者を指定するものとする。

(情報の分類及び管理)

第5条 情報は、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、その分類に応じた対策に従い、組織的に、かつ、適正に管理しなければならない。

- 1 情報の分類及び管理の基準については、情報セキュリティ管理者が定めるものとする。

第2章 警察情報システムの運用

(機器の維持管理)

第6条 情報セキュリティ管理者は、警察情報システムを構成する機器を適正に維持管理するため、必要な事項を定めなければならない。

(アクセスの制御)

第7条 情報セキュリティ管理者は、警察情報システムへの不正なアクセスを防止するため、アクセスの制御に関して必要な事項を定めなければならない。

(情報の暗号化)

第8条 情報セキュリティ管理者は、情報を適正に保護するため、情報の暗号化に関して必要な事項を定めなければならない。

(警視庁情報管理システム等の整備)

第9条 システムセキュリティ責任者は、警視庁情報管理システム又は警視庁情報処理システムの整備を行おうとする場合は、事前に情報セキュリティ管理補佐官と協議の上、情報セキュリティ管理者の承認を受けなければならない。

(外部回線との接続)

第10条 システムセキュリティ責任者は、警視庁情報処理システムを外部回線に接続させようとする場合又は外部回線に接続している警視庁情報処理システムを変更しようとする場合は、事前に情報セキュリティ管理補佐官と協議の上、情報セキュリティ管理者の承認を受けなければならない。

(外部委託における措置)

第11条 システムセキュリティ責任者は、警視庁情報管理システム又は警視庁情報処理システムの設計、開発、運用等の外部委託に当たっては、受託者に対し、情報セキュリティに関して必要な指導を行わなければならない。

### 第3章 職員の責務

(職員の責務)

第12条 職員は、情報及び機器を適正に取り扱うとともに、情報セキュリティの維持に努めなければならない。

(個人所有の機器の業務使用の禁止)

第13条 職員は、情報セキュリティ管理者が認める場合を除き、個人所有の機器を業務で使用してはならない。

### 第4章 特異事案発生時の措置

(報告)

第14条 所属長は、情報セキュリティの維持を困難とする事案（以下「特異事案」という。）を認知した場合は、情報セキュリティ管理者（情報セキュリティ管理補佐官経由）に速報しなければならない。

(警視庁 CSIRT の設置)

第 15 条 特異事案に迅速かつ的確に対処するため、本部に警視庁 CSIRT を置き、その長には、情報セキュリティ管理者をもって充てる。

- 2 警視庁 CSIRT の長は、特異事案を認知した場合は、原因調査、被害の拡大防止、証拠保全その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 所属長は、前項の措置に協力しなければならない。
- 4 警視庁 CSIRT の事務は、情報管理課において処理するものとする。
- 5 警視庁 CSIRT の運用に係る事項については、その長が定める。

第 5 章 教養

(教養)

第 16 条 情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ管理補佐官、システムセキュリティ責任者及び所属長は、情報セキュリティに関する必要な教養を行うものとする。

第 7 章 監査

(監査)

第 17 条 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティに関し、監査を行うものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第 18 条 この規程の実施について必要な細部事項は、情報セキュリティ管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

(廃止規定)

- 2 警視庁情報セキュリティに関する規程（平成 17 年 6 月 28 日訓令甲第 21 号）は、廃止する。